

平成30年度事業計画

当協会は、熊本県内市町村の健全な発展を図るため、市町村振興宝くじの収益金等を活用して必要な諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資することを目的として、次の事業を行う。

1 資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

市町村（熊本市を除く熊本県内の市町村をいう。以下同じ。）に対し、災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業並びに緊急に整備を要する施設等整備事業のために、次の資金貸付を行う。【予算額：800,000千円】

（1）貸付の種類

ア 長期貸付 貸付対象事業に係る地方債の届出、同意又は許可がなされている市町村に対する一会計年度をこえる貸付で、償還期限は20年以内（うち据置期間無し、又は3年以内）の1年単位、償還方法は半年賦元金均等償還の方法による。

イ 短期貸付 貸付対象事業（災害関連事業に限る。）に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還、償還方法は一括弁済の方法による。

（2）貸付枠 8億円（長期貸付：7億5千万円、短期貸付：5千万円）

（3）貸付利率 貸付月の財政融資資金貸付金利以下の利率で、理事長が定める。

（4）貸付日 5月25日及び3月25日（長期貸付に限る。）

2 市町村振興宝くじ交付金等交付事業（定款第4条第1項第2号）

新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）交付金の交付

熊本県から交付される新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）の収益金の全額を、市町村が行う地方財政法第32条に定める事業の財源として、均等割3分の1、人口割3分の2の割合で市町村に交付する。【予算額：200,000千円】

3 市町村職員等人材育成事業（定款第4条第1項第3号）

（1）熊本県市町村職員研修協議会への助成

職員の資質の向上並びにその勤務能率の発揮及び増進に寄与することを目的として、熊本県内市町村職員等に対する研修を実施する熊本県市町村職員研修協議会へ助成を行う。【予算額：47,000千円】

（2）市町村職員研修助成

住民福祉の向上や地域の活性化等、さまざまな課題に的確に対処できる市町村職員の人材育成や資質の向上を図り、研修を通じて市町村自治の発展に寄与し、住民サービスの向上に資することを目的として、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）、全国市町村国際文化研修所（国際アカデミー）及び一般財団法人全国建設研修センターへ職員派遣する市町村へ助成を行う。【予算額：8,000千円】

4 市町村振興助成事業（定款第4条第1項第4号）

(1) 市町村振興事業への補助金の交付

ア 市町村振興支援事業

市町村の振興を図り、事業を通じて地域住民の利益の増進に寄与することを目的に、地方財政法第32条に規定する事業を定める省令（以下「省令」という。）第1号から第9号までの範囲内で市町村が独自に行う振興事業等に対して補助金を交付する。【予算額：50,205千円】

イ 市町村研修支援事業

省令第10号の範囲内で市町村が単独若しくは共同で職員研修を実施し、又は他の研修機関等へ職員を派遣（先進地等への視察研修を含む。）する事業に対して補助金を交付する。【予算額：9,626千円】

(2) 地方4団体振興事業への補助金の交付

市町村政の円滑な運営と地方自治の発展に寄与することを目的として、地方4団体（熊本県市長会、熊本県町村会、熊本県市議会議長会及び熊本県町村議会議長会）が行う次の事業に対して補助金を交付する。【予算額：32,800千円】

ア 地方団体振興助成事業

省令で定める事業の範囲内で各団体が独自に行う研修事業及び地域振興事業等に必要経費

イ 地方団体運営支援事業

各団体の運営に必要な経費

【団体別補助限度額】

熊本県市長会	熊本県町村会	熊本県市議会議長会	熊本県町村議会議長会
10,200千円	10,200千円	3,400千円	9,000千円

5 市町村振興実施事業（定款第4条第1項第5号）

地域振興 PR 事業

熊本県内市町村の振興及び発展に寄与することを目的に、テレビ媒体を活用し、年間を通じて各市町村のイベント情報、地域の観光スポット、人や食、特産品等の紹介を行う。【予算額：7,000千円】

6 その他事業（定款第4条第1項第6号）

(1) 災害見舞金の交付

大規模災害が発生した市町村（災害救助法の適用区域に指定された場合に限る。）に対し、その復旧対策の促進が図られるよう災害見舞金の交付を行う。

【予算額：1千円】

(2) 市町村振興宝くじの広報宣伝活動

市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）及び新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）の販売促進を図るため、地元マスコミ、掲示・配布用印刷物、インターネット等を利用した広報宣伝活動を行う。【予算額：3,000千円】